

# 一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会

## 2020年度（令和2年度） 第6回定例年次総会 議事録

日 時：2020年（令和2年）6月30日（火）  
18:08～17:03（総会後の自由討議を含む）  
会 場：各会員事業所等（「Zoom」を使ったテレビ会議方式）  
出席状況：有効総正会員数 76個（6月30日現在）

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 出席正会員数（理事を含む） | 9個                  |
| 委任状数          | 35個（会長委任1個、議長委任34個） |
| 計             | 44個（57.89%）         |

参考：出席賛助会員数（議決権なし） 2個  
出席監事 棟 達也氏（棟達也税理士事務所）

17時30分頃より参加会員が順次テレビ会議に入室、総会開始予定の18時となったが、入室に遅れている理事がいたため暫く待ち、司会者（事務局）により、18時08分に総会開会の宣言がなされた。

奥田会長より開会挨拶の後、議長には司会者一任により、サ高住 マイラシーク南郷（株式会社泰進建設）施設長代理の木鋤まどか氏が指名された。

議長より議事録署名人として「株式会社エムリンクホールディングス」の本見理事と「道東勤医医協 高齢者住宅すずらん」の伊東氏が指名された。その後、議長から事務局に資格審査報告の指示があり、事務局から出席正会員数9個（うち理事6名）、委任状数35個の合計44個と報告され、定款第17条の規定より、出席正会員ならびに委任状提出数合計が正会員の過半数を超えることから、本総会が有効に成立することが報告された。また、賛助会員2名（うち1名は棟監事）の出席も合わせて報告がなされた。

その後、早速各議案の審議に移った。

## 議 事

第1号議案 2019年度（令和元年度）事業報告について

第2号議案 2019年度（令和元年度）決算報告について

第3号議案 2019年度（令和元年度）監査報告について

議長より第1号議案から第3号議案までを一括審議とし、質疑も3つ全ての議案の説明後とする旨、提案があった。まず、議長指名により、石田副会長より事前配布済み議案書にもとづき第1号議案について、ひき続き第2号議案について説明、報告がなされた。

第3号議案については棟監事より、事前配布の監査報告書にもとづき、当該年度の事業実施状況ならびに会計処理を適正と認める旨、報告がなされた。なお、事務局より監査報告書原本（監事3名の押印済書類）の掲示がなされた。

3つの議案報告後、議長より出席者に質疑を求めたが特段の発言がなかったため、承認を諮ったところ挙手多数をもって原案どおりで承認された。

第4号議案 2020年度（令和2年度）事業計画（案）について

第5号議案 2020年度（令和2年度）予算（案）について

議長より第4号議案と第5号議案についても一括審議とし、質疑も2つの議案の説明後とする旨、提案がなされた。その後、議長指名により奥田会長より事前配布済み議案書にもとづき第4号議案、第5号議案の説明がなされた。

なお、奥田会長からの説明時、配布済み第4号議案（事業計画）について、以下の補足説明がなされた。

### 2 事業活動 6) 第三者委員としての苦情対応の実施

本年度は、苦情対応の現状調査を何らかの助成金に応募し、研究事業の形で実施したいと考えている。

### 2 事業活動 9) 行政との連携

(1) 6月18日（木） 北海道保健福祉部（植村次長）を訪問面談

・北海道新聞で報道がなされた「感染症発生時に介護職員を相互派遣する制度」について、「協議会を発足させる」との報道を受け、協議会を発足させるならば高住協も何らかの形で参加したく、道の仕組み造りを聞き取りしたが協議会を作る予定は無く、北海道の責任において派遣することであった。派遣の制度化にあっては、対象を介護施設だけでなく、サ高住などの住宅についても念頭に置いていただくようお願いしてきた。このほか、本会の活動状況を説明、実施する各種研修のバックアップについてお願いをし、高齢者保険福祉課にその旨、伝達していただけるとのことだった。

(＊なお、本会としては前回の理事会において川尻理事より提案があった、感染症発生時や災害時に影響の出でていない事業所が影響を受けた事業所の入所者を分散して受け入れる体制づくりを行政にも働きかけて検討していきたい。)

- (2) 6月18日（木） 北海道建設部住宅局建築指導課（菅原課長補佐、田邊主査）を訪問面談
  - ・本会の活動状況を説明、実施する各種研修の周知・バックアップについてお願いをした。
- (3) 6月19日（金） 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課（宮村認知症・介護予防担当課長、小沢課員）を訪問面談
  - ・本会の活動状況を説明、実施する各種研修の周知・バックアップをお願いし、研修については介護保険課のホームページでの紹介できるとのことであったので、そちらも合わせてお願いした。
- (4) 6月19日（金） 札幌市都市局市街地整備部住宅課（遠藤課長、佐藤課員）を訪問面談
  - ・本会の活動状況を説明、実施する各種研修の周知・バックアップについてお願いをした。
  - 本会との情報交換についても前向きな回答を得たので、今後も訪問を重ね、関係を深めていきたいと考えている。

2つの議案報告後、議長より出席者に質疑を求めたが特段の発言がなかったため、第4号議案、第5号議案について承認を諮ったところ拍手多数をもって原案どおりで承認された。

以上で、あらかじめ提出の議案すべての審議を終了し、議長より事務局に司会が戻された。司会者より議長への謝辞の後、本日欠席ながら総会出欠届に記載された会員からの事業活動案の紹介がなされた。

事業活動案（正会員057、さっぽろ高齢者福祉生活協同組合 理事・本部長 光谷氏記入）：

- ① 感染症の専門家（大学教授、医師、看護師・保健師など）による勉強会（講義形式ではなく、参加者からの質問に専門家が回答する正式でテレビ会議方式にて）
- ② 勉強会に参加したホームのうち希望ホームに出向いての実地指導（交通費も含めた有償でも宜しいのでは）

回答（奥田会長）：感染症対策については、今後も続きそうなので以下を考えたい。

- ① 議案書にも記載のメーリングリストを整備し、会員に感染症対策に関する情報を隨時流す。
- ② 高齢者施設でのクラスターがまた発生したこともあり、道と市に感染症に絞って訪問する。
- ③ 感染症の勉強会あるいは研修会をウェブ会議方式で開催する。

以上で、18時45分に閉会を宣言した。

上記内容に相違ないことを確認の上、署名・捺印する

2020年（令和2年）6月30日（火）開催分

（一社）北海道高齢者向け住宅事業者協会 第6回定例年次総会議事録署名欄

議長 会員番号054：株式会社泰進建設

サ高住 マイラシーク南郷 施設長代理

不動まいが 

議事録署名人 会員番号046：株式会社エムリンクホールディングス

代表取締役（理事）

本見研介 

議事録署名人 会員番号121：医療法人 道東勤労者医療協会

サ高住 道東勤医協 高齢者住宅すずらん 管理者

伊東 義光 

議事録作成 事務局 立花

以上

## 総会終了後の自由討議（参考）

総会終了後、せっかくの機会なので、「懇談会」の形でしばし、自由討議をしましたが、コロナ対応関連で本会会員に参考になると思われる話題がありましたので以下、要約を掲載します。

質問1（正会員121、医療法人 道東勤医協 高齢者住宅すずらん 管理者 伊東氏（釧路市））：コロナ感染予防のため私の住宅ではまだ面会の制限をしているが、皆さんの住宅では現在、どのように対応されていて、制限解除の際にはどのようにされるかをお聞きしたい。

回答1（正会員010、㈱アルワン 代表取締役 石田理事（札幌市））：私の住宅では買い物、受診等の外出はできるだけ自粛していただいている。また、職員、職員の家族、入所者に発熱等のあった場合には、1週間の隔離をしているが、面会については、（家族側が自主的に自粛している傾向があり面会数は大幅に減っているが）短時間にしていただく以外は、特に制限はしていない。

回答2（正会員129、（社福）標準福祉会 サ高住 ひだまり 管理者 福原氏（標準町））：私の住宅では今まで面会制限（玄関で短時間のみ可）をしているが、明日から面会制限解除の予定。また、タブレット端末にスカイフォンというアプリを導入し、遠隔地との面会に利用する予定です。

回答3（正会員001、（社福）勤医協福祉会 法人住居部門統括責任者 坂元理事（札幌市））：これまで面会制限をしてきたが今後、対策をしつつ徐々に解除の方針。具体的な対策としては、①検温②手指消毒③マスク着用④短時間での面会としていただくことで明日より解除予定。

回答4（正会員134、HITOWA ケアサービス㈱ 川尻理事（東京都））：5月26日より入館外出制限は大幅に緩和している。面会時、入館者には、①検温②入館簿に氏名、訪問先、立ち入り経路、滞在時間の記入③面会場所は原則入所者居室、相談室を利用の場合には利用後全面消毒と換気の徹底④面会時間は原則15分以内（国の濃厚接触の定義より適用）、としている。業者等の入館については最短の経路、最短の時間としてもらっている。訪問診療、訪問歯科、訪問看護、訪問リハビリ、調剤、ケアマネ、福祉用具の入館についても一定の規定を守った入館としていただいている。一方、外出者についても管理を徹底している。例えば、近隣の通所サービス利用時の入居者には、①マスク着用②外出前、帰宅時の検温、体調確認③先方サービス利用施設とのまめな情報交換（利用者の体調不良者の有無など）をしている。また、入所者の病院からの退院時、ならびに新規入所者については、①病院あるいは前入居施設等での過去2週間の健康管理状況およびコロナ患者の発生状況を自社の医療連携チームがつぶさに確認している。

いずれにせよ、①入所者が外から（外部サービス利用時、退院時）に持ち込まない②新規入所者が持ち込まない③職員や入所者家族が外部からもち込まない、を念頭に対応している。

以上